

[事案 28-183] 転換契約無効請求

・平成 29 年 4 月 24 日 裁定不調

<事案の概要>

契約転換時の募集人の説明不十分等を理由として、契約転換の無効および転換前契約の復旧を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 6 年 3 月に契約した定期保険特約付終身保険について、平成 28 年 2 月に利率変動型積立保険に契約転換したが、以下の理由により、転換を無効としてほしい。

- (1)手術給付金が入院給付金に連動していること、転換価格、積立金引出時に手数料がかかることについて、募集人の説明は不十分であった。
- (2)申込書等のお客様控には空欄等不備がある。
- (3)告知時に、白内障について免許更新までに手術すると告げたが、募集人に告知しなくてよいと言われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は契約転換の内容が明記された設計書および転換比較表にもとづいて複数回の説明を行っている。
- (2)当社に提出された申込書等には不備がない。
- (3)募集人は、申立人が白内障であることを告げられていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人、契約前の保険募集に同席した申立人の配偶者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時の募集人の説明が不十分であったとは認められず、申込書等のお客様控の空欄等のみを理由として契約転換の無効を認めることはできず、白内障はそもそも告知対象ではなかったこと等から、申立人の主張は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1)募集人は、申込書の申込日等を記載せず、告知日は実際と異なる日付を記入するよう申立人に指示し、チェック等がされていない意向確認書の控えを申立人に交付するなど、その契約関係書類の取扱いは著しく不適切であった。
- (2)募集人は、申立人からの苦情申出に対し、速やかな対応を怠っていた。